交通規制審議会設置の運用要領の制定について

(平成19年9月25日例規交規第104号)

交通規制審議会設置に関する訓令(平成19年県本部訓令第41号)の制定に伴い、その運用及び解釈について、別添のとおり「交通規制審議会設置の運用要領」を定め、平成19年9月25日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、交通規制審議会設置要綱の制定について(昭和43年甲通達交企第62号)は、廃止する。

別添

交通規制審議会設置の運用要領

- 第1 第2条に規定する交通規制審議会(以下「審議会」という。)は、第1条の目的にそうため、各署ごとに管内の住民、交通関係者等から構成される諮問機関を置くことを定めたものであり、署長が交通規制について各界各層の意見を聴くための機関として、行政上任意に置くものである。したがって、法的効力をもつ意思を自ら決定したり、これを外部に対して表示する権限をもつものではない。
- 第2 第3条は、審議会の組織及び委員の構成を定めたものである。このうち、第1項に 規定する委員の数は、おおむねの基準を定めたものであるので、その管内の実情により 適宜増減しても差し支えない。
- 第3 第6条は、審議会が署長の諮問に応じて審議する事項を明確にしたものである。
 - 1 審議会の行う事項は、あくまでも署長から諮問又は依頼があった場合に限られるものである。したがって、審議会が交通規制について、独自の立場で調査検討し、これを権利行為として発表する等の権限をもつものではなく、一定事項を審議、検討し、その結果を意見として答申するものであるので、その決定に何ら拘束されるものでもない。
 - 2 第1号の交通規制計画は、今後実施しようとする具体的な規制計画を指したものであるが、交通規制計画のすべてについて審議会を開催する必要はない。したがって、一時停止や横断歩道等の点規制を実施しようとするとき、臨時的な交通規制を実施しようとするとき、その他急を要する場合を除き、次の事項についての交通規制計画を審議するものとする。
 - (1) 管内について総合的な交通規制を実施しようとするとき。
 - (2) 部分的かつ小範囲の交通規制でも、地域住民に与える影響が大きいため、関係者の意向を聴取することが適切であると認められるとき。
 - (3) その他署長が特に必要と認めるとき。
 - 3 第2号の交通規制の検討及び調整は、管内についてどのような規制が必要であり、 そのためには他の規制又は安全施設との関係をどのように調整したらよいかという事 項を指したものである。
- 第4 第7条は、署長から審議会に諮問があったときは、速やかに会議を開くことを定めたものである。
 - 1 会議の定足数については、特に定めをしないが、これは署長が交通規制の種別、規模等に応じ、適正かつ合理的な判断をするに値する程度の集まりであればよいもので

- ある。ただし、この場合において署長は審議会の委員ではないが、交通規制についての警察の考え方を説明したり、委員の質疑に答え公正な意見のまとまりを見いだすため、原則として署長は審議会に列席するものとする。
- 2 第2項は、審議会の開催を便宜上交通規制の対象市町に関係深い委員のみで開くことができることとしたものである。例えば、市街地域と郡部とを合わせて管轄する署の場合において、市街地の交通規制審議にその都度遠隔地の郡部に居住する委員が参画することは、時間的にも経済的にも、かなりの負担をかけるものであり、さらに土地に精通するものでなければ、実質的な審議を行えないという理由から、実情に即した運用を図るためである。
- 3 第3項は、第2項の運用精神にも立脚し、常設的なメンバーのみによる審議ではなく、より交通規制の適正かつ合理的な実施を図るため、随時必要により規制計画の対象となった地域関係者等に出席を求め、その意見を聴くことができることとしたものである。
- 第5 第8条に規定する合同審議会は、交通規制計画を審議する場合において、広域的な交通規制計画であり隣接署管内に著しい影響を及ぼすことが認められるとき、隣接署と共通の問題として同時に企画検討することが適切と認められるとき及び広域行政に対応し、複数署が同時に審議会を開催することが行政上効率的と認められるときは、関係者の審議会を合同して審議することができることを定めたものである。また、本部長に報告することとしたのは、合同審議会を開くほどの交通規制は、最近の議会の動向や報道関係の取材活動等に対応するためにも、県本部で事前に交通規制計画等を把握しておく必要があるためである。